

議案第 1 1 号

淡路市夕陽が丘クリーンセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市夕陽が丘クリーンセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 1 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市夕陽が丘クリーンセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

淡路市夕陽が丘クリーンセンターの設置及び管理に関する条例(平成 1 8 年淡路市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

別表中「ねこ」を「猫」に、

「

1 0 0 円
1 , 0 5 0 円

」を「

1 3 0 円
1 , 1 0 0 円

」に改め、同表備考 1 中「平成 1 7 条

例第 1 3 0 号」を「平成 1 7 年淡路市条例第 1 3 0 号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の淡路市夕陽が丘クリーンセンターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る手数料に適用し、同日前の利用に係る手数料については、なお従前の例による。

淡路市夕陽が丘クリーンセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
 条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表（第9条関係）			別表（第9条関係）		
種別	単位	手数料	種別	単位	手数料
可燃ごみ	10 kgにつき	<u>100円</u>	可燃ごみ	10 kgにつき	<u>130円</u>
犬 <u>ねこ</u> 等の死体	1体につき	<u>1,050円</u>	犬 <u>猫</u> 等の死体	1体につき	<u>1,100円</u>
備考1 淡路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（ <u>平成17年条例第130号</u> ）に規定する淡路市指定ごみ袋を使用しての可燃性ごみの持込みについては、手数料を徴収しない。			備考1 淡路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（ <u>平成17年淡路市条例第130号</u> ）に規定する淡路市指定ごみ袋を使用しての可燃性ごみの持込みについては、手数料を徴収しない。		
2 （略）			2 （略）		